

3 県立学校体育施設開放事業実施細則

第1条（趣旨）

この細則は、県立学校体育施設開放事業実施要領に基づき、県立学校体育施設開放事業の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、県立学校のプール開放の管理運営に関しては別に定める。

第2条（利用者）

要領第3条に定める団体は、概ね5人以上で組織されている団体とする。ただし、校長が認めた利用にあたっては、2人以上の団体で利用できるものとする。

第3条（開放事務）

開放校は、本事業を円滑に推進するために次の事務を行う。なお、市町村教育委員会は、本事業を円滑に推進するために次の事務を行うことができる。

（1）開放校

- ア 開放施設名、日時等の開放予定及び予約状況一覧表（様式第5号）の作成
- イ 登録申請書及び開放施設利用許可申請書の受付並びに登録及び利用の許可
- ウ 管理指導員の委嘱及び委嘱状況の報告（様式第9号）並びに委嘱状の発行
- エ 施設開放に際しての管理指導員の割振り
- オ 諸経費の処理及び開放事業実績等の報告
- カ その他開放に必要な事務

（2）市町村教育委員会

- ア 地域住民への広報
- イ 登録申請書及び開放施設利用許可申請書の受付並びに開放校の校長への進達
- ウ 利用者への許可通知
- エ 管理指導員の推薦

第4条（管理指導員の業務）

管理指導員は次の業務を行う。

- （1）施設の利用開始時の当該学校への連絡及び解錠、並びに終了時の施錠及び管理者への報告
- （2）利用許可証の確認
- （3）利用者の安全管理指導
- （4）利用前後の施設整備及び火気の点検
- （5）利用後の清掃指導
- （6）管理指導日誌（様式第10号）の記入及び押印
- （7）事故その他異常事態が発生した場合の諸連絡
- （8）その他必要な事項

第5条（利用者心得）

利用者は、次の各項目を遵守すること。

- （1）開放施設利用時は、必ず開放施設利用許可証を管理指導員に提示すること。また、利用者は利用者証（様式第3-2号）又は個人登録証（様式第4号）を携帯するとともに、当該校職員の求めに応じて提示すること
- （2）利用許可を受けた施設以外は、立ち入らないこと
- （3）指定された場所以外では、飲食しないこと

- (4) 学校敷地内では、喫煙しないこと
- (5) 利用後は必ず清掃し、施設設備・用具等の整理整頓に努め、管理指導員の点検を受けること
- (6) 施設設備・用具等を損傷した場合は、必ず管理指導員に報告し、その指示を受けること
- (7) 利用許可証を他人に譲渡又は転貸しないこと
- (8) 指定された場所以外には、自動車・バイク・自転車等を乗り入れ、又は駐車しないこと
- (9) 開放校の電話の利用及び呼出しは、原則として行わないこと
- (10) 利用者は、スポーツ傷害保険等に必ず加入すること
- (11) 開放施設の照明を使用した場合は、別に定める額を負担すること
- (12) その他管理指導員の指示に従うこと

附 則

- 1 この細則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成3年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、平成8年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この細則は、平成26年4月1日から施行する。